

第63回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月21日(金曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

プラザ・アペア 2階「オリジア」
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	4
● 第1号議案 剰余金の処分の件	4
● 第2号議案 取締役賞与支給の件	5
● 事業報告	6
● 連結計算書類	24
● 計算書類	26
● 監査報告書	28

証券コード 6167
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号
富士ダイス株式会社
代表取締役社長 西 嶋 守 男

第63回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の『株主総会参考書類』をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時 [午前9時受付開始]
2. 場 所	東京都大田区西蒲田八丁目3番5号 プラザ・アペア 2階 「オリジア」 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項	
報告事項	2. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	2. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujidie.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujidie.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

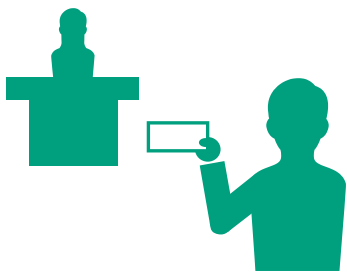
議決権行使等についてのご案内

行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時まで

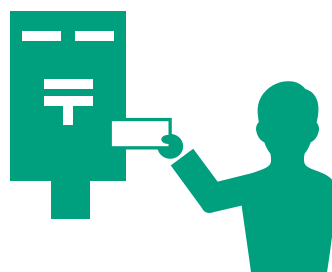
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
富士ダイス株式会社 御中

株主総会日 2019年6月21日 議決権の数 〇股

私は上記開催の日株主総会（総会または委員会）の議決権を行使するものとする。
（注）議決権行使書は、必ず「議決権行使書」の欄に記入してください。

議案	賛	否
第1号	賛	否
第2号	賛	否

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の無効表示があったものとしてお取扱いいたします。

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木）17時30分までに到着するようご返送ください。

株主番号 富士ダイス株式会社

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

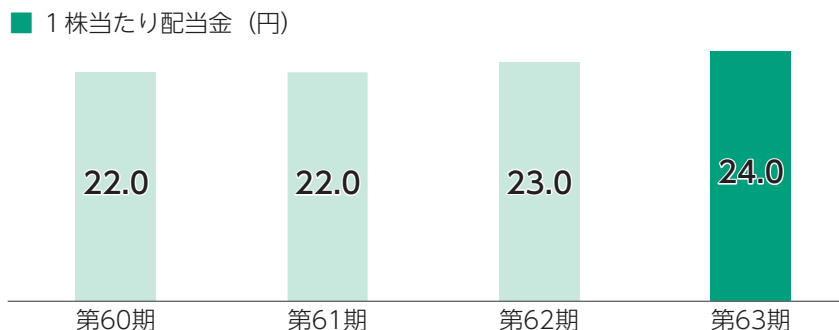
期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様のご期待にお応えするため、安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況、業績及び配当性向等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 24円 総額 479,999,136円
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年 6 月 24 日

配当金推移



第2号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額23,000,000円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、個人消費や設備投資の持ち直し等を背景に緩やかな拡大基調を続けてまいりましたが、景気の一部で弱さが見られるようになり、足踏み感が強まっております。また、米国の通商政策による貿易摩擦の長期化、中国経済の減速懸念、英国のEU離脱問題等、景気下振れリスクが増大しており、先行き不透明感は高まっております。

超硬工具業界におきましては、上記のような経済の状況において、業界全体の出荷額は3,908億円（対前年度比254億円増・7.0%増）と2017年度を上回りました。また、当社製品の主な市場であります超硬耐摩耗工具の出荷額においても、410億円（対前年度比20億円増・5.2%増）と2017年度を上回りました。

こうした状況のなか、当社グループは「実践の継続」を年度方針に掲げ、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。また、2018年度（2019年3月期）からの3ヵ年を対象期間とした中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて、①成長力・収益力の強化、②顧客ニーズの変化への柔軟な対応、③海外展開の加速、④新製品開発、新技術開発に取り組んでおります。

超硬製工具類では、混練工具、超高压発生用工具、ロール（熱間圧延用・冷間圧延用）の販売が引き続き堅調に推移し、売上高は5,234百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。

超硬製金型類では、粉末成形用金型の販売が低調となったものの、製缶金型や光学素子成形用金型の販売が増加し、売上高は4,280百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

その他の超硬製品では、半導体生産用の超硬金型素材や半導体製造装置用部品、スマートフォン部品生産用の超硬金型素材や引き抜き加工用の治工具の販売が堅調に推移し、売上高は4,245百万円（前連結会計年度比6.9%増）となりました。

超硬以外の製品では、鋼製の電池用金型、製缶金型や半導体用樹脂等の生産工具のほか、K F 2製の混練工具やダイヤモンド研削砥石の販売が低調となり、売上高は4,596百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は18,356百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。利益につきましては、材料費の高騰等により営業利益は1,272百万円（前連結会計年度比13.2%減）、経常利益は1,348百万円（前連結会計年度比8.4%減）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の減益要因であった連結子会社の減損損失がなくなったこと等により950百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,436百万円であります。
その主なものは当社における生産設備の増強、老朽代替であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「事業を通じて広く社会に貢献し、幸せな人を育てる」「人間尊重、人間中心の経営」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

②目標とする経営指標

当社グループは、安定的な成長を目指すため収益性を意識した経営が重要との観点から「売上高経常利益率」を重視しており、また資本効率を高め企業価値の向上を図る観点から「ROE(自己資本当期純利益率)」を重視しております。

③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループの経営環境は、わが国経済においては企業収益や雇用・所得環境の改善、個人消費や設備投資の持ち直し等を背景に緩やかな拡大基調を続けてまいりましたが、景気の一部で弱さが見られるようになり、足踏み感が強まっております。また、米国の通商政策による貿易摩擦の長期化、中国経済の減速懸念、英国のEU離脱問題等、景気下振れリスクが増大しており、先行き不透明感が高まっております。

コスト面におきましては、当社グループの原材料であるタングステンカーバイド、コバルト等のレアメタルの価格は高止まりが続いており、物流コスト等の負担も増加し、製造コストは増加しております。

中長期的には当社グループの主要顧客が関連する自動車産業において、各メーカーによる次世代自動車の開発競争が国際的に一層激化することが予想されており、また、日本国内における少子高齢化・人口減少による市場縮小や人材確保の競争激化等の懸念があることから、厳しい経営環境になることが予想されます。

このような環境のもと、当社グループは2018年度(2019年3月期)からの3カ年を対象期間とした中期経営計画にもとづき、①成長力・収益力の強化、②顧客ニーズの変化への柔軟な対応、③海外展開の加速、④新製品開発、新技術開発を対処すべき課題とし、企業価値の向上に向けて、以下の諸施策に取り組んでおります。

1.成長力・収益力の強化

わが国経済は堅調な雇用環境により、引き続き緩やかに拡大していくことが期待されておりますが、米国の通商政策による貿易摩擦の長期化等、景気下振れリスクは増加しております。

このような状況のなか、当連結会計年度においては増強した生産人員の早期戦力化や生産設備の増設等による供給能力増強を進めてまいりました。今後は冶金工場の建替え、生産設備の増設に加え、工場・設備の集約・自動化による生産性の向上を推し進め、供給能力増強を目指し、持続的な成長を実現してまいります。

また、原料価格の高止まりや物流コスト等の負担増加により製造コストが増加し、収益性が低下してきていることから、改善活動、技術開発等による生産効率向上・製造原価低減を進めるとともに、ITを活用した業務効率向上、不採算製品の見直し等、収益力の強化に努めてまいります。

人事面におきましては人材の育成・確保や働きがいのある職場環境作りを目指し、人事制度の再構築をはじめとする各種施策を実施してまいります。

2.顧客ニーズの変化への柔軟な対応

今後見込まれる自動車産業の転換に際し、将来動向をいち早く把握し、営業部門と生産部門の円滑な情報共有、効果的な設備投資や人員配置、積極的な試作品の投入等を行い、市場動向に即したソリューションビジネスの実現を通じて顧客の主要サプライヤーとしての地位を確立してまいります。

3.海外展開の加速

アジア地域における当社グループ製品の市場は今後も拡大を続ける見込みであり、当社グループの持続的な成長のため、アジア地域を中心に海外向けの売上高増加に向けて取り組んでまいります。当連結会計年度においては海外展開の主力である海外子会社の事業の拡大を目指し、海外事業管理部を新設いたしました。今後は人材の育成等による販売・生産能力の向上及び経営管理の充実による経営安定化を推し進めてまいります。

4.新製品開発・新技術開発

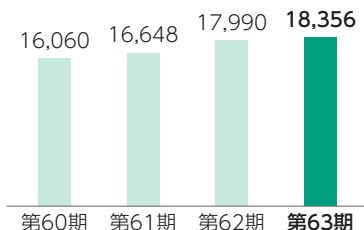
新製品開発については新規技術による既存顧客への新製品の展開及び新規技術や既存技術の応用による新市場の開拓を進めるため、市場調査・分析から開発、製品化、生産移管までを一貫で進めてまいります。

新技術開発については生産方式の革新による製造原価低減を進めるため、設備やツールの選定、加工方式の検討、自社製設備の開発等に取り組んでまいります。

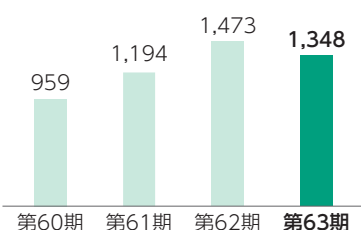
(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

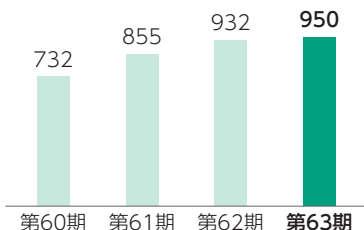
売上高 (単位: 百万円)



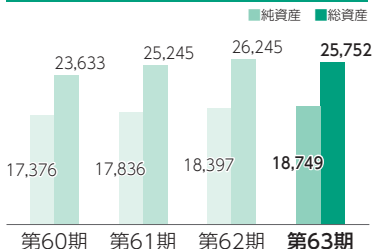
経常利益 (単位: 百万円)



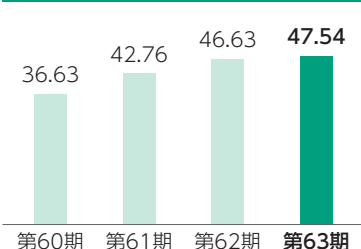
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



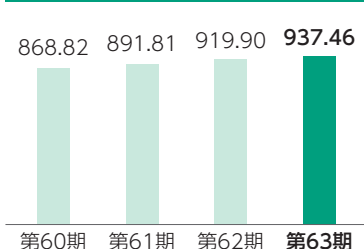
純資産/総資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



区 分		第60期 2016年3月期	第61期 2017年3月期	第62期 2018年3月期	第63期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高	(百万円)	16,060	16,648	17,990	18,356
経常利益	(百万円)	959	1,194	1,473	1,348
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	732	855	932	950
1株当たり当期純利益	(円)	36.63	42.76	46.63	47.54
純資産	(百万円)	17,376	17,836	18,397	18,749
総資産	(百万円)	23,633	25,245	26,245	25,752
1株当たり純資産額	(円)	868.82	891.81	919.90	937.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当連結会計年度より『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を適用しており、第62期の数値については、遡及適用した数値で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分		第60期 2016年3月期	第61期 2017年3月期	第62期 2018年3月期	第63期 (当事業年度) 2019年3月期
売上高	(百万円)	14,529	15,140	15,962	16,315
経常利益	(百万円)	939	1,142	1,315	1,456
当期純利益	(百万円)	770	835	641	1,161
1株当たり当期純利益	(円)	38.52	41.75	32.06	58.05
純資産	(百万円)	16,309	16,750	16,961	17,609
総資産	(百万円)	21,952	23,496	23,976	23,952
1株当たり純資産額	(円)	815.49	837.50	848.05	880.45

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	議 決 権 率 比	主要な事業内容
新 和 ダ イ ス 株 式 会 社	山 梨 県 甲 州 市	10 百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富 士 シ ャ フ ト 株 式 会 社	福 島 県 二 本 松 市	20 百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タ イ 国 チ ョ ン ブ リ 県	145 百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易（上海）有限公司	中 国 上 海 市	3 百万円	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 西 ジ ャ ワ 州	53,645 百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	イ ン ド 共 和 国 ハ リ ヤ ー ナ ー 州	90 百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マ レ シ ア 国 ペ ナ ン 州	1 百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

(注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。
2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、2016年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	建材、鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・c B N等の生産用工具
	混錬工具	半導体用樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型、車載電池用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	ガイドレール、シールリング等、各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	F H R 製品	放熱用部材、鋳造用部材
	K F 2 製品	半導体用樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タングステン合金	放電加工用電極
	ダイヤモンド研削砥石	硬質脆性材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（N F メタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
	引拔鋼管	ベアリング、自転車部品の部材

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	大 阪 工 場	大 阪 府 吹 田 市
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	ダ イ ヤ モ ン ド 工 具 工 場	福 島 県 郡 山 市
名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区		

②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,145 名	29 名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
910 名	10 名増	42.0 歳	19.2 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株（自己株式36株を含む）

(3) 当期末株主数

3,185名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
富士ダイス社員持株会	3,481,831株	17.4%
新庄 美智子	1,815,300株	9.1%
株式会社CS企画	1,775,300株	8.9%
矢作 玲子	1,678,100株	8.4%
KP株式会社	1,630,300株	8.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,112,000株	5.6%
新庄 敦子	590,000株	3.0%
株式会社シルバーロイ	500,000株	2.5%
新庄 由美子	300,000株	1.5%
木下 晴義	225,350株	1.1%
木下 智博	225,350株	1.1%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役	西 嶋 守 男	社長
常務取締役	久保井 恒 之	営業本部長
常務取締役	春 田 善 和	業務本部長
取締役	千 葉 理 彦	技術開発本部長
取締役	渡 邊 祥 司	営業本部副本部長兼海外事業管理部長
取締役	多田隈 豊	生産本部長兼生産管理統括センター長
取締役	本 多 實	
取締役	澤 井 英 久	新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授、株式会社アイセイ薬局社外監査役
常勤監査役	宮 川 弘	
監査役	岸 田 一 男	
監査役	大 森 実	

- (注) 1. 取締役 本多實氏及び取締役 澤井英久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 岸田一男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 本多實氏、取締役 澤井英久氏、監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員及び監査役の全員との間で会社法第427条第1項に基づき、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役（内社外取締役）	8人（2人）	176百万円（16百万円）
監 査 役（内社外監査役）	3人（2人）	29百万円（14百万円）
合 計	11人（4人）	206百万円（30百万円）

- (注) 1. 2015年6月26日開催の第59回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 2018年6月22日開催の第62回定時株主総会において、監査役の報酬額は年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・第63回定時株主総会において決議予定の取締役賞与23百万円

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	本 多 實	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取 締 役	澤 井 英 久	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監 査 役	岸 田 一 男	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監 査 役	大 森 実	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。上場会社の取締役、監査役として経営の経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運用する。
- ③社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内です浄作用を働かせ、不祥事を未然に防止する。
- ④『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類(電磁的記録含む)について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、適切なリスク管理体制の整備のため、次の取組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。
- ②実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②経営会議を設置し、重要案件について、取締役、執行役員及び関連部門長が事前の審議を行うことにより、適切かつ迅速な意思決定を促進する。
- ③中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役に報告する。
- ③当社グループにおける、ＩＴへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査役や、内部監査部門は、必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合について、次の取組みを行う。

- ①監査役は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して行う。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、取締役と監査役が協議を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役への報告に関する体制について、次の取組みを行う。

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めたときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査役に①または②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取組みを行う。

- ①監査役は、取締役会その他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査役が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を制定しており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を行っております。
- ・当社は、「内部通報規程」を制定しており、社内通報窓口を内部監査室、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための整備をしております。なお、当期において、法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。
- ・当社は、「反社会的勢力への対応規程」を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役及び監査役は、必要に応じて記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を四半期に1回開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役、執行役員及び関連部門長が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。
- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計

画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記（4）で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。
- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定められた主管部門が経営管理を実施しております。
- ・当社は、監査役と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査役の職務の補助を行うことができる体制をとっております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっております。
- ・監査役は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・監査役は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・監査役は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。

- ・監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間でその都度、意見交換をしております。
- ・監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,103	流動負債	5,229
現金及び預金	4,570	支払手形及び買掛金	2,634
受取手形及び売掛金	3,727	短期借入金	29
電子記録債権	1,320	1年内返済予定の長期借入金	22
有価証券	1,000	リース債務	7
商品及び製品	241	未払金	1,145
原材料及び貯蔵品	1,380	未払法人税等	88
仕掛品	1,683	未払費用	700
その他	182	賞与引当金	212
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	24
固定資産	11,649	その他	362
有形固定資産	10,567	固定負債	1,774
建物及び構築物	4,421	長期借入金	13
機械装置及び運搬具	3,128	リース債務	10
土地	2,693	繰延税金負債	4
建設仮勘定	22	役員退職慰労引当金	0
その他	301	退職給付に係る負債	1,741
無形固定資産	124	その他	3
投資その他の資産	957	負 債 合 計	7,003
投資有価証券	323	純 資 産 の 部	
長期貸付金	19	株主資本	18,640
繰延税金資産	589	資本金	164
その他	24	利益剰余金	18,476
貸倒引当金	△0	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	109
		その他有価証券評価差額金	61
		為替換算調整勘定	156
		退職給付に係る調整累計額	△108
		純 資 産 合 計	18,749
資 産 合 計	25,752	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,752

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
売上高	18,356			
売上原価	13,844			
売上総利益	4,512			
販売費及び一般管理費	3,239			
営業利益	1,272			
営業外収益				
受取利息	10			
受取配当金	12			
受取賃料	24			
補助金の収入	74			
その他の収入	11			132
営業外費用				
支払利息	8			
為替差損	39			
その他の費用	8			56
経常利益	1,348			
特別利益				
固定資産売却益	1			1
特別損失				
固定資産売却損	1			
固定資産除却損	8			
減損損失	6			16
税金等調整前当期純利益	1,334			
法人税、住民税及び事業税	353			
法人税等調整額	29			383
当期純利益	950			
非支配株主に帰属する当期純利益	—			
親会社株主に帰属する当期純利益	950			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,315	流動負債	4,758
現金及び預金	3,242	支払手形	220
受取手形	986	買掛金	2,163
電子記録債権	1,200	リース債務	5
売掛金	2,610	未払金	1,092
有価証券	1,000	未払費用	653
商品及び製品	146	未払法人税等	67
原材料及び貯蔵品	1,178	賞与引当金	201
仕掛品	1,600	役員賞与引当金	23
前払費用	56	その他	329
関係会社貸付金	220	固定負債	1,585
その他	74	リース債務	5
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	1,576
固定資産	11,636	その他	3
有形固定資産	9,290	負 債 合 計	6,343
建物	3,520	純 資 産 の 部	
構築物	299	株主資本	17,564
機械装置	2,821	資本金	164
車輛運搬具	5	利益剰余金	17,400
工具器具備品	278	利益準備金	41
土地	2,364	その他利益剰余金	17,359
無形固定資産	105	特別償却準備金	16
ソフトウェア	94	別途積立金	13,000
その他	11	繰越利益剰余金	4,342
投資その他の資産	2,240	自己株式	△0
投資有価証券	284	評価・換算差額等	45
関係会社株式	1,273	その他有価証券評価差額金	45
関係会社出資金	50		
長期貸付金	19		
繰延税金資産	595		
その他	16		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	23,952	純 資 産 合 計	17,609
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,952

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,315
売上原価		12,571
売上総利益		3,743
販売費及び一般管理費		2,857
営業利益		885
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	474	
受取賃貸料	24	
補助金収入	67	
その他の	10	581
営業外費用		
支払利息	2	
寄付金	2	
替差損	4	
その他	2	10
経常利益		1,456
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	6	
減損損失	6	14
税引前当期純利益		1,443
法人税、住民税及び事業税	268	
法人税等調整額	13	282
当期純利益		1,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また、重要な子会社に赴いて事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

富士ダイス株式会社	監査役会	
常勤監査役	宮 川 弘	㊟
社外監査役	岸 田 一 男	㊟
社外監査役	大 森 実	㊟

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

<メニュー欄>

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2019年6月21日(金曜日) 午前10時

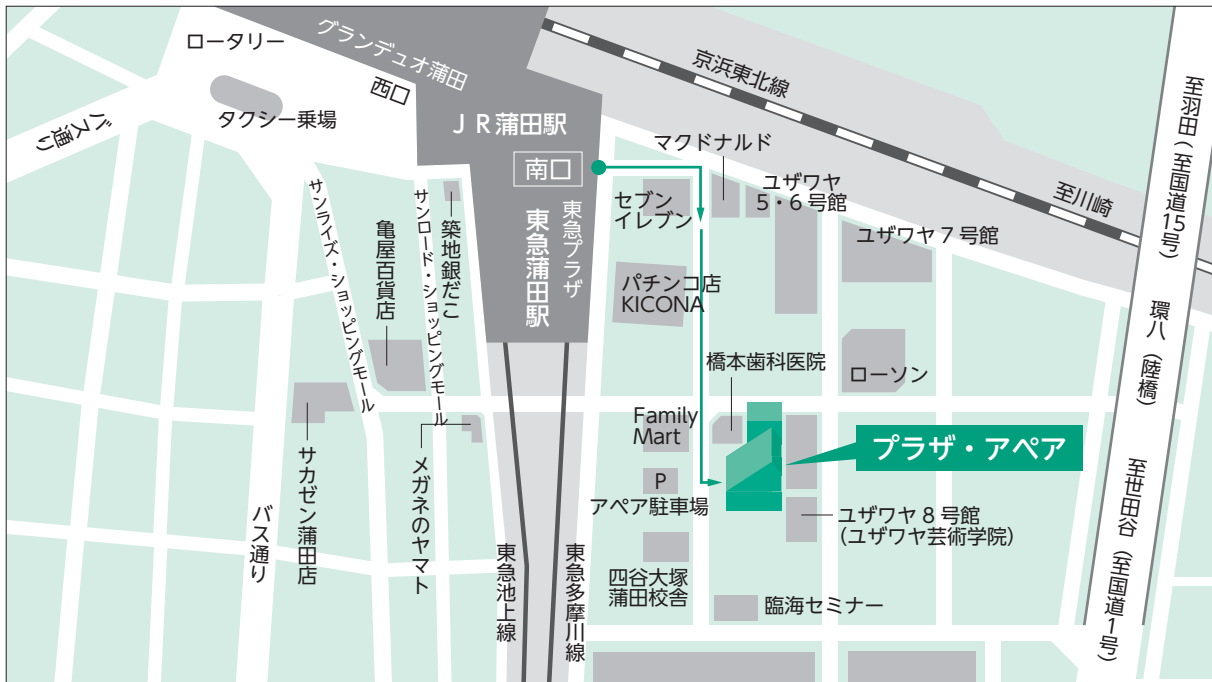
(受付開始 午前9時)

開催
場所

プラザ・アペア 2階「オリジア」

東京都大田区西蒲田八丁目3番5号

電話03(3732)4122



交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の**蒲田駅** **南口** より**徒歩2分**

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FUJILLOY 富士ダイス株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。